

## 鳥取県告示第 481 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町浅井字谷奥山755の30から755の32まで、市山字家ノ上205、字屋敷通り223、朝金字トノ田103の1、126の1、字上山133、133の1、134の1、134の2、135の2、高姫字近藤1067から1071まで、田住字五反田479の2、479の6から479の8まで、字カケ尻522、525、527の1、528、字荒神平264の2、270の1、270の2、字萱床276、字塔田393、394、396、402、403の1、413の1

### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）